地方税徴収の専門機関

静岡地方税滞納整理機構

設立から10年が経過

静岡地方税滞納整理機構（以下、「機構」という。）は、平成20年１月に県および県内全市町が設立した広域連合で、平成20年４月から本格稼働し、10年が経過しました。
市では、機構と連携して徴収事務に取り組み、税における公平性の確保を目指しています。

問い合わせ　税務課　小林　☎㉓0022

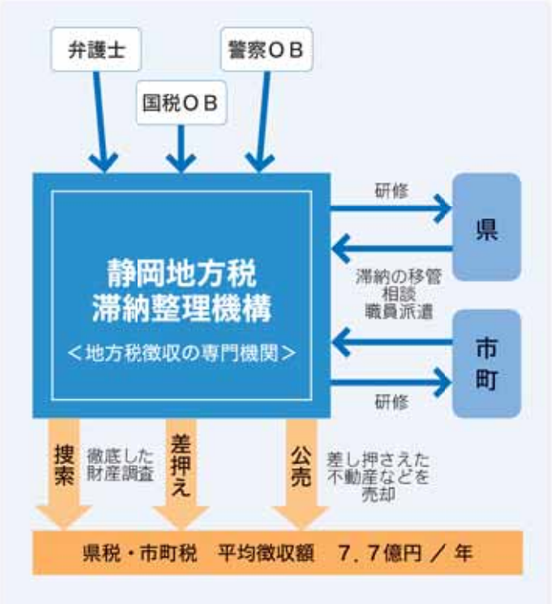

税における公平性の確保

県税や市町税などの地方税は、県や市町が住民福祉などの増進に向け、さまざまな施策を実現するための貴重な財源です。

税金の負担は、公平であることが原則です。そして、納税は自主納税が原則です。

きちんと納税をしている大多数の人からみれば、滞納している人がいるのは不公平に思うでしょう。行政には、厳正・公平な徴税を行うことが求められ、納税者の信頼を得ることは欠かせません。

市や機構は、きちんと納税をしている皆さんの立場に立ち、税における公平性を確保します。

専門家集団による徹底した滞納処分

機構は、県や市町にとって徴収困難な滞納の移管を受け、捜索や差押え、公売を行っている滞納処分の専門機関です。

県や市町から機構へ職員が派遣されているほか、さまざまな滞納処分に関する法的な助言などを行うため、顧問として弁護士、国税ＯＢ、警察ＯＢなどが置かれています。

このような執行体制のもと、特に徴収が困難な滞納に対し、徹底した財産調査、滞納処分を行うと同時に、税務担当職員の実践的な研修や県市町からの徴収に関する問い合わせに対応しています。

徴収事務は最後の砦

徴収事務は、地方自治において税の公平性を守るための最後の砦であると言われます。その砦を守るという使命感を持ち、今後も市と機構の職員が一丸となって、全力で職務に励んでいきます。

住宅の捜索

自動車の差押え・タイヤロック

土地・建物の公売

耐震

再確認！　我が家の耐震化はお済みですか

プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」

問い合わせ　都市計画課　西　☎（53）２６３３

６月に発生した、大阪府北部を震源とする地震において、多くの建物やブロック塀などに被害が発生しました。

昭和56年５月以前に建築された木造住宅は、旧耐震基準で建てられているため、大規模地震発生時に倒壊する恐れがあります。

市では、災害から一人でも多くの生命や財産を守るため、国や県とともに木造住宅などの耐震化を図るプロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ（東海・倒壊）－０（ゼロ）」を推進しています。

木造住宅耐震補強事業に対する補助金

■対象

昭和56年５月以前に建築された、耐震補強工事をしていない木造住宅。

■事業の流れ

①わが家の専門家診断（無料）

市が派遣する専門家（相談士）による無料の耐震診断を受ける。

［申請方法］都市計画課に電話、または直接申し込む。

②木造住宅補強計画の作成

①で倒壊の可能性があると診断され、補強工事を希望する場合は耐震補強計画を作成する。

［補助金額］上限９万６千円（わが家の専門家診断を実施していない場合は上限10万２千円）

＊65歳以上の人のみで住んでいる世帯などには上乗せ補助あり。

［申請方法］都市計画課に事前に申請書を提出する。

③木造住宅耐震補強工事の実施

②の補強計画に基づいて、耐震補強工事を行う。

［補助金額］上限60万円（65歳以上の人のみの世帯、中学生以下の子どもがいる子育て世帯などは上限80万円）。

制度の拡充により、平成30年度は工事期間中、市が貸与する「耐震補強ＰＲ看板」を必ず設置し、次の３項目（選択条件）のいずれか一つ以上実施することで、補助金額（上限）が15万円増額となります。

［選択条件］▼工事期間中に現場見学会を開催▼工事完成後に完成見学会を開催▼工事完成後に「工事を実施したきっかけ、工事を終えた感想を記載した文書および耐震補強後の住宅写真」を市に提出。

＊ＰＲ実施の場合、補助金額は上限75万円（65歳以上の人のみの世帯、中学生以下の子どもがいる子育て世帯などは上限95万円）。

［申請方法］都市計画課に事前に申請書を提出する。

■耐震補強工事後の税制特例

耐震補強工事を実施した後、税金の控除を受けられます。

［固定資産税］耐震補強工事を完了した翌年の固定資産税の額を２分の１に減額することができる。

［所得税］耐震補強工事の標準的な費用の額の10％（上限25万円）を、所得税から控除できる。

ブロック塀の撤去・改善に対する補助金

ブロック塀の倒壊が、緊急車両の通行や避難の妨げになることを防ぐために、危険なブロック塀の撤去や改善に対して補助金を交付します。

■対象

公道沿いにある４段以上または高さ80センチメートル以上の危険なブロック塀の撤去や「緊急輸送路・避難路・避難地」に接している危険なブロック塀の改善。

［補助金額］▼撤去＝上限10万円▼改善＝上限25万円。

［申請方法］都市計画課に事前に申請書を提出する。